
第121期定時株主総会 インターネット開示事項

事業報告

主要な事業所および工場……………	1
会社の新株予約権等に関する事項……………	3

連結計算書類

連結注記表……………	6
------------	---

計算書類

個別注記表……………	13
------------	----



リンテック株式会社
Linking your dreams

上記書類は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものです。



主要な事業所および工場

(1) 当 社

- 本 社 : 東京都板橋区
- 飯田橋オフィス : 東京都文京区
- 研 究 所 : 埼玉県蕨市
- 支 店 : 札幌支店 (北海道札幌市)
- 仙台支店 (宮城県仙台市)
- 北陸支店 (富山県富山市)
- 静岡支店 (静岡県静岡市)
- 名古屋支店 (愛知県名古屋市)
- 大阪支店 (大阪府大阪市)
- 広島支店 (広島県広島市)
- 四国支店 (愛媛県四国中央市)
- 福岡支店 (福岡県福岡市)
- 海外事務所 : 上海事務所 (中国)
- 工 場 : 吾妻工場 (群馬県吾妻郡)
- 熊谷工場 (埼玉県熊谷市)
- 千葉工場 (千葉県匝瑳市)
- 龍野工場 (兵庫県たつの市)
- 新宮事業所 (兵庫県たつの市)
- 小松島工場 (徳島県小松島市)
- 三島工場 (愛媛県四国中央市)
- 伊奈テクノロジーセンター (埼玉県北足立郡)

(2) 子会社

①国内

リンテックコマース株式会社（東京都台東区）
リンテックサインシステム株式会社（東京都目黒区）
富士ライト株式会社（東京都文京区）

②海外

LINTEC USA HOLDING, INC. (米国)
MADICO, INC. (米国)
LINTEC OF AMERICA, INC. (米国)
LINTEC EUROPE B. V. (オランダ)
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (EUROPE) GMBH (ドイツ)
琳得科（蘇州）科技有限公司（中国）
琳得科（天津）実業有限公司（中国）
普林特科（天津）標簽有限公司（中国）
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (SHANGHAI), INC. (中国)
LINTEC SPECIALITY FILMS (TAIWAN), INC. (台湾)
LINTEC HI-TECH (TAIWAN), INC. (台湾)
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (TAIWAN), INC. (台湾)
LINTEC KOREA, INC. (韓国)
LINTEC SPECIALITY FILMS (KOREA), INC. (韓国)
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (KOREA), INC. (韓国)
PT. LINTEC INDONESIA (インドネシア)
PT. LINTEC JAKARTA (インドネシア)
LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED (シンガポール)
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (PHILIPPINES), INC. (フィリピン)
LINTEC PHILIPPINES (PEZA), INC. (フィリピン)
LINTEC (THAILAND) CO., LTD. (タイ)
LINTEC BKK PTE LIMITED (タイ)
LINTEC VIETNAM CO., LTD. (ベトナム)
LINTEC HANOI VIETNAM CO., LTD. (ベトナム)
LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED (インド)
LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)
LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN. BHD. (マレーシア)
LINTEC KUALA LUMPUR SDN. BHD. (マレーシア)
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

発行日	区 分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	行使期間	行使価額	保有者数
平成18年 8月25日	取 締 役 (社外取締役を除く)	37個	普通株式 3,700株	自 平成18年8月26日 至 平成38年8月25日	1株につき 1円	6名
平成19年 8月24日	取 締 役 (社外取締役を除く)	33個	普通株式 3,300株	自 平成19年8月25日 至 平成39年8月24日	1株につき 1円	6名
平成20年 8月25日	取 締 役 (社外取締役を除く)	59個	普通株式 5,900株	自 平成20年8月26日 至 平成40年8月25日	1株につき 1円	7名
平成21年 8月24日	取 締 役 (社外取締役を除く)	88個	普通株式 8,800株	自 平成21年8月25日 至 平成41年8月24日	1株につき 1円	7名
平成22年 8月24日	取 締 役 (社外取締役を除く)	81個	普通株式 8,100株	自 平成22年8月25日 至 平成42年8月24日	1株につき 1円	8名
平成23年 8月24日	取 締 役 (社外取締役を除く)	76個	普通株式 7,600株	自 平成23年8月25日 至 平成43年8月24日	1株につき 1円	8名
平成24年 8月23日	取 締 役 (社外取締役を除く)	97個	普通株式 9,700株	自 平成24年8月24日 至 平成44年8月23日	1株につき 1円	10名
平成25年 8月22日	取 締 役 (社外取締役を除く)	140個	普通株式 14,000株	自 平成25年8月23日 至 平成45年8月22日	1株につき 1円	10名
平成26年 8月21日	取 締 役 (社外取締役を除く)	118個	普通株式 11,800株	自 平成26年8月22日 至 平成46年8月21日	1株につき 1円	10名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、行使期間内において、次に定める地位のいずれをも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、当該地位のいずれをも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ① 平成18年度発行分から平成23年度発行分までの新株予約権を保有する場合
当社の取締役の地位
 - ② 平成24年度発行分から平成26年度発行分の新株予約権を保有する場合
当社の取締役、監査役、執行役員および常勤顧問のいずれかの地位
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①～⑩のいずれかに該当する場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ① 平成18年度発行分の新株予約権者が平成37年8月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成37年8月26日から平成38年8月25日
 - ② 平成19年度発行分の新株予約権者が平成38年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年8月25日から平成39年8月24日
 - ③ 平成20年度発行分の新株予約権者が平成39年8月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年8月26日から平成40年8月25日
 - ④ 平成21年度発行分の新株予約権者が平成40年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成40年8月25日から平成41年8月24日
 - ⑤ 平成22年度発行分の新株予約権者が平成41年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成41年8月25日から平成42年8月24日
 - ⑥ 平成23年度発行分の新株予約権者が平成42年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成42年8月25日から平成43年8月24日
 - ⑦ 平成24年度発行分の新株予約権者が平成43年8月23日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成43年8月24日から平成44年8月23日
 - ⑧ 平成25年度発行分の新株予約権者が平成44年8月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成44年8月23日から平成45年8月22日
 - ⑨ 平成26年度発行分の新株予約権者が平成45年8月21日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成45年8月22日から平成46年8月21日
 - ⑩ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
2. 当社は、以下の(1)、(2)および(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会による決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得のうえ、消滅させることができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

発行日	区 分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	行使期間	行使価額	交付者数
平成26年 8月21日	執行役員 (取締役兼務者を除く)	65個	普通株式 6,500株	自 平成26年8月22日 至 平成46年8月21日	1株につき 1円	12名

(注) 新株予約権の行使の条件は、前記「(1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況」の(注) 1. (1) ②、(2) ⑨・⑩、(3) および(注) 2. に記載の内容と同一です。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 32社

主な連結子会社は、LINTEC(THAILAND)CO.,LTD.、LINTEC KOREA,INC.、琳得科(蘇州)科技有限公司、LINTEC INDUSTRIES(MALAYSIA)SDN.BHD.、PT. LINTEC INDONESIA、LINTEC USA HOLDING,INC.であります。

なお、以下の8社について重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

LINTEC BKK PTE LIMITED

LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(PHILIPPINES),INC.

LINTEC PHILIPPINES(PEZA),INC.

LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(MALAYSIA)SDN.BHD.

LINTEC VIETNAM CO.,LTD.

LINTEC HANOI VIETNAM CO.,LTD.

LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED

PT. LINTEC JAKARTA

また、当連結会計年度において新たに設立したLINTEC KUALA LUMPUR SDN.BHD.を、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の数 6社

主要な非連結子会社は、リンテックサービス株式会社及び東京リンテック加工株式会社であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社6社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 非連結子会社及び関連会社の数 10社

主要な非連結子会社は上記6社であります。また、関連会社は、大西物流株式会社他3社であります。

② 持分法適用非連結子会社及び関連会社の数 なし

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社及び関連会社については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、LINTEC(THAILAND)CO.,LTD.、LINTEC KOREA,INC.他27社の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、上記連結子会社29社の決算日と連結決算日との差異が3か月以内であるため、各社の事業年度の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整をおこなっております。

(4) 会計処理基準に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

ロ たな卸資産…………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）。ただし、機械類については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産…………… 主として定率法によっており、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 3～17年

ロ 無形固定資産…………… 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産…………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 役員賞与引当金…………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ 環境対策引当金…………… 法令に基づいた有害物質の処理など、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しをおこない、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加算しております

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が4,018百万円減少し、退職給付に係る資産が217百万円、利益剰余金が2,725百万円増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、その効果の発現する期間を個別に見積もることが可能な場合はその年数で、その他については5年間で均等償却しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理…… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

142,335百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	76,564,240株
------	-------------

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成26年5月8日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,514百万円
1株当たり配当額	21円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月6日

平成26年11月10日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,587百万円
1株当たり配当額	22円
基準日	平成26年9月30日
効力発生日	平成26年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年5月8日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,875百万円
1株当たり配当額	26円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月8日
配当原資	利益剰余金

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	102,600株
------	----------

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については銀行からの借入によっております。デリバティブは、為替変動リスクなどを軽減する目的で利用しているのみであり、投機目的の取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行い、回収懸念の軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、金融機関とコミットメント・ライン契約を締結しており、その用途は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、当社グループの稟議決裁に基づき実行され、その管理は管理本部担当取締役の管掌事項になっており、これに関する報告は、経営会議等にて行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	62,059	62,059	—
(2)受取手形及び売掛金	64,094	64,094	—
(3)投資有価証券 其他有価証券	2,656	2,656	—
(4)支払手形及び買掛金	(40,674)	(40,674)	—
(5)短期借入金	(1,695)	(1,695)	—
(6)未払法人税等	(3,413)	(3,413)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価(*)	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	976	2,163	1,187
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	522	492	△29
合計		1,498	2,656	1,157

(*)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額656百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,363円81銭
1株当たり当期純利益	161円63銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	161円41銭

7. その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.06%、平成28年4月1日以降のものについては32.30%にそれぞれ変更されております。その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が472百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が496百万円、その他有価証券評価差額金額が33百万円、退職給付に係る調整累計額が△9百万円がそれぞれ増加しております。



個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
時価のあるもの
一決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
一移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、原材料及び仕掛品
総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
ただし、機械類については個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
機械装置	4～17年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

一自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

一リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生している額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しをおこない、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が2,796百万円減少し、前払年金費用が1,438百万円、繰越利益剰余金が2,725百万円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(4) 環境対策引当金

法令に基づいた有害物質の処理など、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 117,484百万円

2. 保証債務等

金融機関からの借入金等に対する債務保証

PT. LINTEC INDONESIA 6百万円

LINTEC INDUSTRIES(MALAYSIA)SDN.BHD. 29百万円

LINTEC INDUSTRIES(SARAWAK)SDN.BHD. 34百万円

LINTEC(THAILAND)CO., LTD. 6百万円

計 77百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 8,971百万円

長期金銭債権 1,651百万円

短期金銭債務 5,566百万円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高 30,198百万円

仕入高 6,689百万円

その他の営業取引高 6,939百万円

営業取引以外の取引による取引高(収入分) 5,495百万円

営業取引以外の取引による取引高(支出分) 96百万円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,428,615株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	721百万円
未払事業税	181百万円
退職給付引当金	2,070百万円
退職給付信託	1,619百万円
研究開発費	498百万円
その他	1,318百万円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>6,408百万円</u>
評価性引当額	△500百万円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>5,907百万円</u>

(繰延税金負債)

前払年金費用	△492百万円
圧縮記帳積立金	△208百万円
有価証券評価差額	△325百万円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>△1,026百万円</u>
<u>繰延税金資産純額</u>	<u>4,881百万円</u>

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.06%、平成28年4月1日以降のものについては32.30%にそれぞれ変更されております。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が462百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が496百万円、その他有価証券評価差額金額が33百万円がそれぞれ増加しております。

Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記
兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日本紙通商(株)	直接 0.8%	当社製品等の販売及び原材料・設備等の購入	洋紙・加工材製品等の販売	11,431	売掛金	4,034
				原紙・薬品及び設備等の購入	4,969	買掛金	1,804
						未払金	47

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品・商品の販売については、市場の実勢価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 原材料の購入については、市場の動向及び実勢価格をみて每期価格交渉の上決定しております。
- (注3) 取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,753円37銭
1株当たり当期純利益	155円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	155円71銭